

大通達甲（広報）第16号
大通達甲（生企）第18号
大通達甲（刑企）第30号
大通達甲（交指）第11号
大通達甲（備企）第17号
令和5年12月11日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

警務部広報課長
生活安全部各課長
刑事部刑事企画課長
刑事部捜査第一課長
刑事部捜査第二課長
刑事部組織犯罪対策課長
交通部交通指導課長
交通部高速道路交通警察隊長
警備部警備企画課長
各警察署長

殿

警務部長
生活安全部長
刑事部長
交通部長
警備部長

指定被害者支援要員制度の運用に関する要綱の改正について（通達）

指定被害者支援要員制度については、「指定被害者支援要員制度の運用に関する要綱の改正について」（令和5年3月31日付け大通達甲（広報）第6号、（生企）第6号、（刑企）第7号、（交指）第2号、（備企）第4号）に基づき運用しているところであるが、この度、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）が施行されたことを受け、別添のとおり「指定被害者支援要員制度の運用に関する要綱」を改正したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（広報課犯罪被害者支援係）
（生活安全企画課企画係）
（刑事企画課犯罪被害者支援係）
（交通指導課犯罪被害者支援係）
（警備企画課犯罪被害者支援係）

別添

指定被害者支援要員制度の運用に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、対象事件の捜査を担当する捜査員とは別に、指定被害者支援要員（以下「支援要員」という。）として指定された職員が犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）に対する支援を行う制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 対象事件とは、身体犯に係る事件、重大な交通事故事件、深刻な精神的被害を伴う事件、多数の犯罪被害者等を伴う事件その他警察本部長又は警察署長が犯罪被害者等に対する支援をする必要があると認める事件（触法少年事件を含む。）をいう。
- (2) 身体犯とは、次に掲げる罪に当たる違法な行為をいう。
 - ア 殺人の罪（未遂を含む。）
 - イ 強盗致死傷の罪（未遂を含む。）
 - ウ 強盗・不同意性交等及び同致死の罪（未遂を含む。）
 - エ 不同意性交等の罪（未遂を含む。）
 - オ 不同意わいせつの罪（未遂を含む。）
 - カ 監護者わいせつ及び監護者性交等の罪（未遂を含む。）
 - キ 不同意わいせつ等致死傷の罪
 - ク 未成年者略取及び誘拐の罪（未遂を含む。）
 - ケ 営利目的等略取及び誘拐の罪（未遂を含む。）
 - コ 身の代金目的略取及び誘拐の罪（未遂を含む。）
 - サ 所在国外移送目的略取及び誘拐の罪（未遂を含む。）
 - シ 人身売買の罪（未遂を含む。）
 - ス 逮捕及び監禁の罪
 - セ 逮捕等致死傷の罪
 - ソ 傷害致死の罪
 - タ 傷害の罪のうち、犯罪被害者（犯罪等（法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。）により害を被った者をいう。以下同じ。）が全治1か月以上の傷害を負ったもの
 - チ 前記アからタまでに掲げるもののほか、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死又は致傷の結果が生じた事件のうち、犯罪被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）
- (3) 重大な交通事故事件とは、次に掲げる交通事故事件をいう。
 - ア 死亡ひき逃げ事件 車両等の交通により犯罪被害者が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件をいう。
 - イ ひき逃げ事件 車両等の交通により犯罪被害者が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件をいう。
 - ウ 交通死亡事故等 車両等の交通により犯罪被害者が死亡した事故及び犯罪被害者が全治3か月以上の傷害を負った事故（前記ア及びイの事件を除く。）をいう。
 - エ 危険運転致死傷の罪等に該当する事件 危険運転致死傷の罪、無免許危険運転致傷の罪及び無免許危険運転致死傷の罪に該当する事件（前記アからウまでに掲げる事件を除く。）をいう。

- (4) 深刻な精神的被害を伴う事件とは、前記(2)及び(3)に掲げる事件のほか、犯罪被害者等の精神的被害が深刻であって、事件を担当する警察署長が支援を行う必要があると認める事件をいう。

第3 実施体制

1 総括責任者

- (1) 交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）及び警察署に総括責任者を置き、当該所属の長をもって充てる。
- (2) 総括責任者は、所属における支援要員の運用を総括する。

2 副総括責任者

- (1) 高速隊及び警察署に副総括責任者を置き、高速隊にあつては副隊長を、警察署にあつては副署長をもって充てる。
- (2) 副総括責任者は、総括責任者を補佐する。

3 管理責任者

- (1) 高速隊及び警察署に管理責任者を置き、高速隊にあつては副隊長を、警察署にあつては総務課長（総務会計課長を含む。）をもって充てる。
- (2) 管理責任者は、犯罪被害者等に対する支援の状況を管理する。

4 実施責任者

- (1) 高速隊及び警察署に実施責任者を置き、高速隊にあつては隊長補佐を、警察署にあつては事件の捜査を担当する課の長をもって充てる。
- (2) 実施責任者は、総括責任者の指揮を受け、支援要員を運用する。

第4 支援要員

1 支援要員の任務

支援要員は、被害直後から犯罪被害者等が直面する様々な問題について、必要な助言等を行うとともに、カウンセラー、犯罪被害者支援団体等の紹介、これらの機関への引継ぎ等を行う。

2 支援期間

支援要員が犯罪被害者等に対する支援を行う期間は、対象事件を認知した日から当該対象事件の被疑者の処分（起訴、不起訴、処分保留等）が確定した日までの間とする。ただし、事件の内容、犯罪被害者等の状況等により、総括責任者が犯罪被害者等に対する支援を継続して行う必要があると認めるときはこの期間を延長し、支援を行う必要がないと認めるときは短縮することができる。

3 支援要員の指定及び解除

- (1) 総括責任者は、所属の警部補以下の階級（同相当職を含む。）にある職員の中から適格性を有している者をあらかじめ支援要員に指定しておくこと。この場合において、高速隊にあつては三交替の班ごとに、警察署にあつては事件の捜査を担当する係ごとにそれぞれ1人以上を支援要員に指定すること。

なお、犯罪被害者等が女性である事件等に対応するため、1人以上の女性の職員を支援要員に指定しておくこと。

- (2) 総括責任者は、所属の支援要員について、疾病等の理由により、その任務を遂行することが困難と認めるときは、その指定を解除することができる。
- (3) 総括責任者は、支援要員を指定し、又は支援要員の指定を解除したときは、被害者支援要員名簿（第1号様式）を整理するとともに、警務部広報課長（以下「広報課長」という。）に報告すること。

第5 実施要領

1 担当支援要員の指定

- (1) 実施責任者は、対象事件を認知したとき、又は支援を終了した後に犯罪被害者等に対する再度の支援を行う必要があると認めるときは、当該犯罪被害者等に対する支援を担当する支援要員（以下「担当支援要員」という。）を指定すること。この場合においては、事件の内容等に応じ、当該犯罪被害者等に複数の担当支援要員を指定するなどして効果的な運用を図ること。
- (2) 執務時間外において対象事件を認知したときは、前記第4の3(1)及び前記(1)の規定にかかわらず、当番責任者が当番員の中から担当支援要員を指定すること。この場合において、当該担当支援要員は、当番終了後、実施責任者が指定する担当支援要員に犯罪被害者等に対する支援を引き継ぐこと。
- (3) 次に掲げる場合は、前記(1)及び(2)の規定にかかわらず、原則として、担当支援要員を指定しないこと。
 - ア 犯罪被害者等が支援を希望しないとき。
 - イ 加害者の行為が、正当防衛又は正当行為に該当する可能性があるとき。
 - ウ 犯罪被害者等が暴力団関係者（大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）第7条第1号に規定する暴力団関係者をいう。）であるとき。

2 担当支援要員の任務等

- (1) 前記1(1)又は(2)の規定による指定を受けた担当支援要員は、直ちに現場に臨場し、前記第4の1に規定する任務に当たること。
- (2) 担当支援要員は、犯罪被害者等に対する支援を行ったときは、その経過を明らかにしておくため、その都度、事件管理総合システム（事件管理総合システム運用要領（令和3年2月26日付け大通達甲（刑企）第1号ほか別添）に定めるシステムをいう。）の犯罪被害者支援業務機能（以下「被害者支援システム」という。）を利用して、確実に支援状況を入力し、犯罪被害者等支援実施票（第2号様式）により、実施責任者に報告すること。この場合において、実施責任者は、担当支援要員から支援を開始し、又は支援を終了した報告を受けたときは、当該実施票により総括責任者及び副総括責任者に報告すること。
- (3) 担当支援要員が把握した犯罪被害者等の要望等については、実施責任者を通じて、当該事件の捜査を担当する捜査員に連絡すること。

3 支援状況の管理及び報告

- (1) 前記2(2)の規定による報告を受けた実施責任者は、被害者支援システムにより、犯罪被害者等に対する支援状況を適正に管理するとともに、その都度、管理責任者に支援状況を報告すること。
- (2) 前記(1)の規定による報告を受けた管理責任者は、被害者支援システムにより、自所属における犯罪被害者等に対する支援状況を適正に管理し、実施責任者及び担当支援要員に対し、適切な指導及び助言を行うこと。
- (3) 総括責任者は、犯罪被害者等の支援状況について、その都度、広報課長に報告すること。

第6 支援要員の派遣

1 派遣要請等

- (1) 総括責任者は、所属の管轄区域内において対象事件が発生した場合であって、多数の犯罪被害者等を伴うなど所属における支援要員のみでは犯罪被害者等に対する支援の実施が困難であると認めるときは、広報課長を経由して警務部長に対し、他の警察署の支援要員の派遣を要請することができる。

(2) 前記(1)の要請を受けた警務部長は、対象事件の態様等により、支援要員の派遣が必要と認めるときは、広報課長をして支援要員の所属する警察署長と協議の上、支援要員の派遣を要請した所属に支援要員を派遣することができる。

2 派遣支援要員の任務等

(1) 前記1(2)の規定により派遣された支援要員（以下「派遣支援要員」という。）は、派遣先の総括責任者の指揮の下、前記第4の1に規定する任務を行うものとする。

(2) 派遣支援要員の派遣期間は、10日以内とする。ただし、犯罪被害者等の状況、当該対象事件の処理状況等により、警務部長が必要と認めるときは、この期間を延長し、又は派遣支援要員を増員することができる。

3 事務の所掌

支援要員の派遣に関する事務は、広報課長が所掌する。

第7 運用上の留意事項

1 支援状況の把握

実施責任者は、犯罪被害者等に対する支援状況等を的確に把握し、担当支援要員に過度な負担を掛けないよう配慮すること。

2 代理受傷の防止

実施責任者は、担当支援要員のメンタルヘルスを含めた健康管理に十分配慮し、代理受傷の防止に努めること。

3 指導・教養の徹底

総括責任者は、支援要員の知識及び能力の向上を図るため、指導・教養を徹底すること。

4 広報課長等との協議

犯罪被害者等の支援を行うに当たり、疑義が生じたときは、広報課長及び当該事件の主管課長と協議すること。

附 則

この要綱は、令和5年12月11日から施行する。

支	援	開	始	確	認	支	援	終	了	確	認
総括責任者	副総括責任者	管理責任者	実施責任者	総括責任者	副総括責任者	管理責任者	実施責任者				

犯罪被害者等支援実施票

事 件 名								担当課管理番号	
								業務管理番号	
被害者の手引	交付日		交付者氏名				支援担当	係確認	
認知年月日									
発生年月日									
支援開始年月日									
支援終了年月日									
発生場所									
被 害 者	住 所								
	職 業								
	氏 名						性別		
	生年月日	生					(歳)		
連絡の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否 (理由:)								
支 援 対 象 者	被害者との関係								
	住 所								
	職 業								
	氏 名						男女別		
	年 齢	(歳)	連絡先等						
加 害 者	検 挙 日		検挙種別						
	本 籍								
(共犯の有無)	住 所								
	職 業								
他 名	氏 名						男女別		
	生年月日	生					(歳)		
事 案 の 概 要 捜 査 の 経 過									
支 援 要 員 名	係名	階級	氏名	()					
	係名	階級	氏名	()					

支 援 状 況		
実施事項	実施の有無	実施内容
付 添 い		現場に臨場しての被害者(遺族を含む。)との接触
		被害者を安心させ、落ち着かせる
		医師の手配及び医師への説明
		病院への付添い
		証拠資料の採取及び押収又はその補助
		面通し等の付添い
		事情聴取・被害者調書の作成又はそれらの補助
		実況見分・検証時の付添い
		自宅等への送迎
		マスコミからの遮断
		検事調べ・公判傍聴・証人出廷への付添い
ヒアリング		被害者、家族等からの相談への対応
被害者連絡		制度、刑事手続等に関する説明
		・検死・解剖の理由、根拠の説明 有 無
		地域課員による訪問連絡活動要望の確認(身体犯のみ)
		・訪問連絡活動の希望 有 無
		定期連絡の実施
支 援 に 関 す る 情 報 提 供		保険制度及び手続の説明
		犯罪被害給付制度の教示
		刑事裁判における被害者参加制度の説明
		法律相談制度の教示
		・法律相談の要望 有 無
関 係 機 関 の 紹 介 と 連 携		犯罪被害者等早期援助団体の紹介
		・支援の要望 有 無
		・被害者情報提供への同意 有 無
		他機関・団体相談窓口の教示
		他機関・団体への引継ぎ・連携
		・連携した関係機関団体名()
公 費 負 担 に よ る 軽 減 措 置		診断書料又は死体検案書料の公費負担
		初診料(処置料)
		検鏡検査料、性感染症検査料、緊急避妊経費
		人工妊娠中絶経費
		代替制服等経費
		解剖遺体搬送経費
		解剖遺体修復(エンバーミング)経費
		ハウスクリーニング経費
		一時避難場所確保経費
		カウンセリング等経費
物 品 の 活 用		被害防止用カメラの活用
		ダミー人形の活用
		被害者支援車両の活用
その他 (被害者等の 反応等)		

犯罪被害者等支援実施票(継続)

事 件 名			担当課管理番号	
			業務管理番号	
発 生 年 月 日		実 施 年 月 日		
被 害 者		加 害 者	他 名	
連 絡 の 要 否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否 (理由: _____)			
支 援 状 況				
実施事項	実施の有無	実施内容		
付 添 い		現場に臨場しての被害者(遺族を含む。)との接触		
		被害者を安心させ、落ち着かせる		
		医師の手配及び医師への説明		
		病院への付添い		
		証拠資料の採取及び押収又はその補助		
		面通し等の付添い		
		事情聴取・被害者調書の作成又はそれらの補助		
		実況見分・検証時の付添い		
		自宅等への送迎		
		マスコミからの遮断		
ヒアリング		検事調べ・公判傍聴・証人出廷への付添い		
被 害 者 連 絡		被害者、家族等からの相談への対応		
		制度、刑事手続等に関する説明		
		・検死・解剖の理由、根拠の説明	有	無
		地域課員による訪問連絡活動要望の確認(身体犯のみ)		
支 援 に 関 す る 情 報 提 供		・訪問連絡活動の希望	有	無
		定期連絡の実施		
		保険制度及び手続の説明		
		犯罪被害給付制度の教示		
関 係 機 関 の 紹 介 と 連 携		刑事裁判における被害者参加制度の説明		
		法律相談制度の教示		
		・法律相談の要望	有	無
		犯罪被害者等早期援助団体の紹介		
		・支援の要望	有	無
公 費 負 担 に よ る 軽 減 措 置		・被害者情報提供への同意	有	無
		他機関・団体相談窓口の教示		
		他機関・団体への引継ぎ・連携		
		・連携した関係機関団体名(_____)		
		診断書料又は死体検案書料の公費負担		
		初診料(処置料)		
		検鏡検査料、性感感染症検査料、緊急避妊経費		
		人工妊娠中絶経費		
		代替制服等経費		
		解剖遺体搬送経費		
		解剖遺体修復(エンパーミング)経費		
物 品 の 活 用		ハウスクリーニング経費		
		一時避難場所確保経費		
		カウンセリング等経費		
そ の 他 (被害者等の 反応等)		被害防止用カメラの活用		
		ダミー人形の活用		
		被害者支援車両の活用		